

時事ネタ WATCH

中高年MSMと暮らし



性別変更後に
生まれても「父子」、
最高裁が認知認める！

六月二十一日、最高裁で、性同
一性障害者の性別の特例に関する法律（「特例法」）で、性別を
男性から女性に変更した方が、
凍結保存された精子を使って、
出産させた子どもの関係について、民法の胎児認知（※）を認め
るという判決が出されました。

事案は、Aさんは、①特例法
により、法的性別を男性から女
性へ変更→②女性Bに自分の凍
結保存された精子を用いた生殖
補助医療によって懷胎させて、
子ども（C）を出産→③胎児届
け出をしたが、Aさんの法的性
別が女性であることを理由に届
け出は不受理とされた、とい
うものです。原審（高裁）は、認知
請求は性別が男性（父）に対し
てするものであって、子どもの
出生時にAさんの性別は女性へ
と変更されていたから、認知請
求は認められないとしました。

破棄して、「子は、生物学的な女
性に自己の精子で子を懷胎させ
た者に対し、その者の法的性別
にかかわらず、認知を求めるこ
とができる」と判断しました。
その理由は、「生殖補助医療の
技術が進歩し、性別の取扱いの
変更を認めたこととした特例法
が施行されることとしたことで、
法的性別が女性である者が自己
の精子で生物学的な女性に子を
懷胎させ、当該子との間に血縁
上の父子関係を有するという事
態が生じ得ることになった。」

「実親子関係の存否は子の福祉
に深く関わるものであり、父に
に対する認知の訴えは、子の福祉
の相続人となったり
することができない」という事態
が生ずるが、このような事態が
生じることでのできる法的地位を取得
したり、その相続人となったり
することができない」という事態
が生ずるが、このような事態が
この福祉及び利益に反するもの
も問い合わせるので、同性婚を
はじめ近接する課題にも影響し
ていく可能性があります。

第七七九条 嫁出でない子は、その父…
がこれを認知することができる。
第七八三条 父は、胎内に在る子でも、認
知することができる。

（※）民法

であることは明らかである。
という、子どもの福祉・利益を
理由としたものです。

性別変更で「女性」となった者
も、自己の精子で子どもを作つ
た以上は、子どもとのあいだで
法律上の父子関係が生じる、と

日本女性学会の 「トランス問題」が？

の司会者の公開されている
Facebookの投稿には、「これは歴史的なイベント
です。なぜなら、トランス運動
ないしトランスキーデオロ
ギーを主題とし、かつそれ
に対して明確に批判的な学
術イベントが、ネット上の企
画以外で行なわれたのは、
おそらく今回が初めてだか
なニュースも。

六月、東京で開かれた日本女性学会で、「トランス問題」と「フェミニストの表現・出版・学問の自由」を取り上げた分科会があつたそうです。学会のブログ「ラム」

<https://joseigakkaishi.jp.org/wp/wp-content/uploads/2024/04/news161Web.pdf>

の9頁に、発表の概要として、

●「今日、トランス問題をめぐって、左からの脅威がより深刻なものとなっている」

●「トランス問題をめぐって、フェミニストの表現・出版・学問の自由が脅かされている」

●「sex-based rightsを擁護するフェミニストのまつとうな表現が、「トランス差別」だとして抑圧されてい

た。」「女性の安全」が守ら
れるべきことに異論はありませんが、ただ、一部の
フェミニズム（？）が反トランス
にまわるのはなぜなので
しょうか：（この問題も引
き続き追っていきたいと思
います）

とてもびっくりしました。「女性の安全」が守ら
れるべきことに異論はありませんが、ただ、一部の
フェミニズム（？）が反トランス
にまわるのはなぜなので
しょうか：（この問題も引
き続き追っていきたいと思
います）

五二日、世帯をひとつに
登録していたそうですが、
本誌四十六号で紹介した
ケータさん、今年三月に長
崎県大村市へ相方さんと転
居しました。二人はこれまで
同じ住所に、別々の世
帯でそれぞれ「世帯主」と
実婚に使われる「夫（未
届）」の記載を同性カップ
ルに用いれば、各種社会保
障の窓口で住民票の続柄の
みで適用の可否を判断でき
なくなり、実務上の支障を
来す恐れがある」と説明し

ました。大村市はこれを認めました。

同性カップルの住民票に 「夫（未届）」 大村市が快挙！

民票で「夫（未届）」と表記さ
れたのは、非常に画期的で快
挙です。

本誌四十六号で紹介した

ケータさん、今年三月に長
崎県大村市へ相方さんと転
居しました。二人はこれまで
同じ住所に、別々の世
帯でそれぞれ「世帯主」と
実婚に使われる「夫（未
届）」の記載を同性カップ
ルに用いれば、各種社会保
障の窓口で住民票の続柄の
みで適用の可否を判断でき
なくなり、実務上の支障を
来す恐れがある」と説明し

「お知らせとお詫び」

今号で「神社で同性パートナーと
神前結婚式をしようとしたら…
(後編)」を掲載予定でしたが、
今回のニュースがあり次号以降と
させて貰ります。

なぜ

反トランス？

